

★補助対象経費の具体例★

子ども食堂推進事業費補助金の対象経費の具体例は以下のとおりです。
 なお、**2024年4月1日以降に支出した経費が補助の対象**となります。

①子ども食堂開設費（対象：新たに子ども食堂を開設される方）

	対象となるもの	対象とならないもの
改修費	手すり設置費、スロープ設置費、水回り工事費、トイレ工事費、内装工事費 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食材費（飲食物費用） ・ 改修や物品購入以外の費用
消耗品費 備品購入費	調理用具、食器、PR用のぼり、冷蔵庫、家具、電子レンジ、トースター 等	<ul style="list-style-type: none"> （保険料、人件費、送料、振込手数料 等）

②学習推進事業費（対象：新たに子ども食堂を開設される方、既に子ども食堂を運営している方）

	対象となるもの	対象とならないもの
本類	ドリル類、図鑑、絵本、紙芝居、児童書、参考書、学習漫画（歴史等）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習要素のない漫画 ・ ギター、電子ピアノ等の楽器類 ・ パソコン等の電子機器類 ・ 物品購入以外の費用（送料、振込手数料 等）
知育玩具類	積み木、パズル、学習教材キット 等	
工作に必要なもの	色紙、色画用紙、折り紙、ハサミ、色鉛筆 等（子どもの人数相応分）	
その他、学習支援に必要なもの	鉛筆、ボールペン、消しゴム、用紙、定規、コンパス、ホワイトボード、ホワイトボードマーカー、マーカー消し 等（子どもの人数相応分）	